

小美玉市美野里シビック・ガーデン

指定管理者募集要項

令和8年8月

小美玉市産業経済部農政課

目 次

1	指定管理施設の概要	1
2	指定管理者の指定期間	1
3	指定管理者が行う業務概要	1
4	経費に関する事項	1
5	責任分担	2
6	指定管理者の申請資格	2
7	指定管理者選定スケジュール	3
8	申請等の手続き	3
9	指定管理者の選定	4
10	申請者に対する聴き取り調査	5
11	指定管理者の指定	5
12	協定の締結	5
13	モニタリングの実施	5
14	申請者に対する聴き取り調査	5
15	その他	5
	問い合わせ先	5
	別表「市と指定管理者における責任分担」	6

小美玉市美野里シビック・ガーデン指定管理者募集要項

小美玉市（以下「市」という。）では、小美玉市美野里シビック・ガーデン（以下「シビック・ガーデン」という。）の効率的かつ効果的な管理運営とサービスの向上に取り組むため、地方自治法（昭和22年法律第67号）、小美玉市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年小美玉市条例第171号。以下「手続条例」という。）に基づき、下記のとおり指定管理者の候補者を公募します。

1 指定管理施設の概要

- (1) 施設名 小美玉市美野里シビック・ガーデン
- (2) 所在地 小美玉市部室1152-3
- (3) 設置年月日 平成7年11月8日
- (4) 敷地面積 27,024㎡
- (5) 施設概要
 - ①貸農園 225区画（1区画30㎡）
 - ②研修館 1棟 178.90㎡
 - ③四阿 4棟
 - ④案内板 1台
 - ⑤物置 1棟
 - ⑥駐車場 アスファルト舗装 1,900㎡
 - ⑦給水施設
 - ⑧植栽

2 指定管理者の指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日（5年間）

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、この指定の期間内であっても、小美玉市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第10条の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

3 指定管理者が行う業務概要

- (1) シビック・ガーデンの管理運営及び利用の許可に関する業務
- (2) シビック・ガーデンの施設、付帯設備、備品等の維持管理に関する業務
- (3) 施設の使用料金徴収に関する業務
- (4) 市民サービスの向上に効果的な自主事業の実施
- (5) その他、シビック・ガーデンの管理運営に関し市が必要と認める業務

※詳細は、小美玉市美野里シビック・ガーデン指定管理業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）による。

4 経費に関する事項

- (1) 指定管理料

市は、指定管理者に対し、指定管理施設の管理運営に要する経費の総額から利用料金収入見込額を差し引いた額を基準とし、各会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに予算の範囲内で支払います。

指定管理料の参考基準価格は、年額1,260,000円（消費税及び地方消費税を含

む。)とします。

なお、指定管理料の具体的な金額及び支払時期は、市と指定管理者が協議の上、年度協定で定めるものとします。

(2) 指定管理者の収入

指定管理施設の管理運営にあたっては、指定管理者は徴収した利用料金収入を自らの収入とすることができます。

(3) 指定管理料及び修繕費の精算

指定管理者が市の仕様書に基づき指定管理業務を実施する中で、利用料金収入の増加や経費の節減など、指定管理者の経営努力により生じた余剰金については、原則として精算による返還を求めないものとします。ただし、過大な積算その他指定管理者の経営努力によらない理由により余剰金が生じた場合は、この限りではありません。

なお、施設等の修繕については、別表「市と指定管理者における責任分担（以下、「別表」という。）」のとおりとします。

(4) 自主事業

指定管理者の自主採算により実施するものとし、事業により生じる収入はすべて指定管理者の収入とします。

(5) 指定期間中の施設の工事・修繕等

指定期間中に施設の改修工事等を実施する場合があります。実施の可否や具体的な内容が決まり次第、指定管理者と協議します。

5 責任分担

市と指定管理者の責任分担は原則として別表のとおりとします。ただし、別表に定めのない事項については、市と指定管理者において別途協議するものとします。

6 指定管理者の申請資格

申請者は、県内に本社又は本社機能を置く「法人その他の団体」（法人格の有無は問いませんが、個人での申請はできません。）又は「複数の法人その他の団体で構成されるグループ」（以下「共同事業体」という。）で、次の要件のいずれにも該当しないものとします。

- ①地方自治体施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ②会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による手続をしている者
- ③小美玉市から指名停止措置を受けている者
- ④暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの。もしくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）であること又はそれらへの関与が思料される者であること。
- ⑤国税及び地方税を滞納している者であること。

※共同事業体として応募する場合は、代表する法人又は団体を定めてください。

※共同事業体の構成員のうち応募資格を満たさない者があるときは、応募できません。

※単独で応募した団体が、他の共同事業体の構成員となること及び共同事業体の構成員が他の共同事業体の構成員となることはできません。

7 指定管理者選定スケジュール

募集要項等の配布期間	令和8年 8月 7日（金）～9月18日（金）
質問受付	令和8年 8月 7日（金）～9月 4日（金）
質問回答	随時
申請書類の提出期間	令和8年 8月 7日（金）～9月18日（金）
一次審査（資格・書類審査）	令和8年 9月24日（木）～9月25日（金）
二次審査 （プレゼンテーション審査）	令和8年10月 6日（火）
結果通知	令和8年10月13日（火）まで
指定管理者の指定（議決）	令和8年12月中旬
基本協定締結	令和9年 1月中

8 申請等の手続き

（1）募集要項等の配布

配布期間	令和8年8月7日（金）～9月18日（金）
配布方法	市ホームページに掲載
配布書類	募集要項、業務仕様書、様式集、資料

（2）質問受付・回答

受付期間	令和8年8月7日（金）～9月4日（金）
提出方法	指定管理者指定申請に係る質問書（別紙7）を市農政課へ電子メールで提出してください。なお、件名は「【質問：美野里シビック・ガーデン】事業者名」としてください。
回答方法	随時、市ホームページに掲載

（3）申請書類の提出

受付期間	令和8年8月7日（金）～9月18日（金）
受付時間	午前8時45分～午後4時30分（土・日曜日及び祝日を除く）
申請書類	①公の施設に係る指定管理者指定申請書（様式第1号）（別紙1） ②事業計画書（自主事業含む）（別紙2） ③申請団体の概要（別紙3） ④指定管理業務収支予算書（別紙4） ⑤誓約書（別紙5） ⑥定款又は寄附行為の写し ⑦登記事項証明書（全部事項証明書） 法人以外の場合は代表者の身分証明書、役員名簿、その他団体の存在を明らかにできるもの。 ⑧法人等決算関係書類 申請の日の属する事業年度の前3事業年度の事業報告書、貸借対照表、損益計算書 ⑨法人等の現年度の事業計画書、収支予算書又はこれらに類するもの

	⑩組織・運営・業務概要に関する事項を記載した書類 ⑪役員名簿 ⑫納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税、法人市民税、固定資産税） ⑬類似施設の管理運営実績の内容を記載した書類
留意事項	・応募1団体又は1共同企業体につき、申請は1件とします。 ・追加資料の提出をお願いする場合があります。 ・申請書類に虚偽又は不正があった場合は、失格となります。 ・申請に関して必要な経費は、すべて申請者の負担とします。 ・申請書類提出後に辞退する場合は、辞退届（別紙6）を提出してください。
提出部数	・正本1部（紙媒体及び電子データ） ・提出書類は全てA4サイズ（A3サイズの場合は折込みとする）とし、左綴じファイルに表紙・背表紙を付け、書類ごとにインデックスを作成し書類名を表示してください。 ・電子データはPDFとし、電子メール又はUSBメモリ等で提出してください。
提出方法	申請書類一式を市農政課（本庁1階）へ提出してください。 電子データの送付時は、送信後、必ず電話により到達確認を行ってください。

9 指定管理者の選定

資格・書類審査及びプレゼンテーションにより、応募団体の能力や提案内容を審査し、指定管理者の候補者（以下、「候補者」という。）を選定します。プレゼンテーションについては、小美玉市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）により審査を行います。

（1）一次審査（資格・書類審査）

提出された申請書類により、申請者全員について審査を行います。審査結果は申請者全員に電子メール及び郵送で通知します。また、一次審査通過者には、あわせて二次審査の案内を通知します。

（2）二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）

選定委員会において、提出された書類等によりプレゼンテーション及びヒアリングを行います。プレゼンテーションの時間は、プレゼンテーション20分、質疑応答10分を目安とします。

（3）審査基準

審査の項目、配点等の詳細は別紙選定基準を参照してください。100点満点で、6割の60点を最低基準点とします。

（4）指定管理者候補者の選定

一次審査及び二次審査の結果を踏まえ、選定委員会において候補者を一団体選定します。

（5）内定等の通知

令和8年10月13日（火）までに、各申請者に順位を通知するとともに市ホームページ上で公表します。

10 申請者に対する聴き取り調査

市は選定に際して、申請者に対して聴き取り調査を行うことがあります。その場合の日程については後日連絡します。

11 指定管理者の指定

(1) 指定管理者の指定及び公表

候補者は、小美玉市議会の議決を経て、市が指定することにより指定管理者となります。また、指定管理者は、手続き条例に基づき告示するとともに、市ホームページにて公表します。

(2) 業務開始前の準備協議

選定結果の通知日以降であれば、令和9年4月からの円滑な業務開始を目的として業務の引継を行うことができます。ただし、引継に要する経費は指定管理者が負担とします。

なお、市は市議会において指定に係る議案が否決された場合、それまで指定管理者が負担した準備経費は補償しません。

12 協定の締結

指定管理者の指定後、市と指定管理者は、指定管理業務の細目等について協議のうえ、指定期間における基本的事項を定めた「基本協定」を締結するものとします。

また、年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに締結する「年度協定」を締結し、当該年度の指定管理料、その他管理運営に必要な事項を定めます。

なお、協定に定めのない事項や協定の内容に疑義を生じた場合は、改めて協議することとします。

13 モニタリングの実施

市は、指定管理者が行う業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確認するために、毎年1回、モニタリングを実施します。モニタリングの結果、指定管理者の業務が要求水準を維持していないと判断した場合、市は、指定管理者に対し業務の改善等について必要な指示を行うものとします。

【問い合わせ先】

〒319-0192 小美玉市堅倉 835

小美玉市産業経済部農政課農政係

電 話 0299-48-1111

FAX 0299-48-1199

Eメール nosei@city.omitama.lg.jp

別表

市と指定管理者における責任分担

項 目	責任の内容	負 担 者	
		市	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応	○ 訴訟については市が対応する。	○
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更	○	
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理費における当該事情による増加経費負担	○	
事業の中止・延期	市の指示によるもの	○	
	指定管理者の事業放棄、破綻等		○
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
施設設備の修繕等	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外の場合で補修に係る費用が1件当たり10万円を超えない場合		○
	管理備品の取得が1件当たり10万円を超えない場合		○
	上記以外の場合	市と指定管理者で協議し決定する。	
施設利用者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合		○
	上記以外の場合	○	
第三者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により周辺住民等に損害を与えた場合		○
	上記以外の場合	○	